

2018年7月9日

お客様各位

四国労働金庫

平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨にかかる災害により 被害を受けられた皆さまへのお知らせ

台風7号及び前線等に伴う大雨にかかる災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当金庫では、この度被害を受けられたお客様の「預貯金等のお取引」を下記のとおりお取扱いさせていただくことといたしましたのでご案内いたします。

詳細につきましては、<四国ろうきん>営業店へお尋ねください。

記

1. 預金証書、通帳、キャッシュカード、お届印を紛失された方は、預金者ご本人様であることをご確認させていただき、払戻等の手続きをさせていただきます。なお、本人確認書類がない場合でも、窓口にご相談ください。
2. 災害の影響により通帳、証書、キャッシュカード等の再発行が必要な場合は、再発行手数料はいただきません。
3. 定期預金の支払について満期日前の支払についてもご相談を承ります。
4. 災害による障害のため、支払期日が経過した手形については取立ができるよう関係金融機関と調整をいたします。
5. 被災により汚れた紙幣のお引き換えに応じます。手数料は不要です。
6. 国債を紛失された場合は、窓口にご相談ください。

以上